

横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会要綱

制定 平成22年5月6日 瀬地振第235号（区長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市瀬谷中央公園こどもログハウスの指定管理者の選定等に関する要綱（平成22年4月30日瀬地振第234号）第3条の規定に基づき設置する、横浜市瀬谷中央公園こどもログハウスの指定管理者委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他について必要な事項を定める。

（審議項目）

第2条 委員会は、横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定に関し、次の事項について区長に意見を述べる。

- (1) 選定手続きの細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項の内容
- (4) 指定候補者の選定に関する審査
- (5) 指定候補者及び次点候補者の選定
- (6) その他区長が指定候補者の選定に必要と認める事項

（委員会の委員）

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって構成し、委員は区長が委嘱する。

- 2 委員は、学識経験者、利用代表者、地域住民代表、区役所職員等から区長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 委員としてふさわしくない非行事由等があったと区長が認める場合は、区長はその職を解くものとする。
- 4 委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、区長は新たな委員を委嘱することができる。
- 5 委員の氏名及び役職等は公募要項等で公表する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、選定委員会の会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、指定候補者の選定について区長から委嘱を受けた日から横浜市瀬谷中央公園こどもログハウスの指定管理者が指定された日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長の承認を得て区長が招集する。ただし、第4条第2項の規定により委員長を定めるまでの間は、委員長の承認を得ずに区長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員長が必要であると認めたときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係者に会議の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(委員の責務)

- 2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。
- 3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した事業者を選考対象外とする。
- 4 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 5 その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

(選定結果の報告)

第9条 委員会は、指定候補者及び次点候補者の選定を行ったときは、速やかに選定の結果を区長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、瀬谷区地域振興課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理選定委員会要綱（平成17年10月3日）は廃止する。